

福島国際研究教育機構の令和 8 年度の
研究開発等業務の運営に関する計画
(年度計画)

令和 8 年 3 月 2 5 日

福島国際研究教育機構

目 次

I. 序文	4
II. 新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	4
1. 研究開発に関する目標を達成するためとるべき措置	4
(i) 研究開発	4
(1) ロボット	4
(2) 農林水産業	5
(3) エネルギー	6
(4) -① 放射線科学・創薬医療	7
(4) -② 放射線の産業利用	8
(5) 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信	8
(ii) 研究開発環境の整備	9
(iii) 研究開発に係る情報収集等	9
2. 産業化に関する目標を達成するためとるべき措置	10
(1) 産学連携体制の構築	10
(2) 広報・情報の発信等	10
(3) 戦略的な知的財産マネジメント	10
3. 人材育成・確保に関する目標を達成するためとるべき措置	11
(i) 人材育成	11
(1) 大学院生等を対象とした人材育成	11
(2) 地域の未来を担う若者世代を対象とした人材育成	11
(3) 企業の専門人材等を対象とした人材育成	11
(ii) 人材確保	11
III. 研究開発等業務の運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	12
1. 大学や他の研究機関等との連携	12
2. 効果的・効率的なマネジメント体制の確立	12
3. 経費等の合理化・効率化	12
IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	13
1. 予算	13
2. 収支計画	13
3. 資金計画	13
4. 財源の確保	13
V. 短期借入金の限度額	13
VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	13

VII. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画.....	13
VIII. 剰余金の使途.....	14
IX. その他主務省令で定める研究開発等業務の運営に関する事項.....	14
1. 施設及び設備に関する計画.....	14
2. 人事に関する計画.....	14
3. 中期目標の期間を超える債務負担.....	14
4. 積立金の使途.....	14
5. 情報システムの整備及び管理に関する計画.....	14
6. 認知度の向上や多様なパートナーシップの構築に関する計画.....	15
7. 規制緩和に向けた取組に関する計画.....	15

I. 序文

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 114 条の規定に基づき、福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の令和 8 年度（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）の研究開発等業務の運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を、次のとおり定める。

II. 新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 研究開発に関する目標を達成するためとるべき措置

(i) 研究開発

福島における新たな産業の創出及び我が国の科学技術力・産業競争力の強化により福島をはじめ東北の復興を前進させるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の実現など世界共通の課題の解決も目指すものとし、以下の内容を基本に取り組んでいく。ただし、福島の復興・再生の進捗に応じた研究開発のニーズや科学技術の進展等を踏まえ、柔軟に取組を実施する。

また、継続的に研究開発の成果を出し、産業化や人材育成を進めることができるよう、研究内容については基礎的な研究とそれに基づいた応用的な研究を適切に推進し、併せて分野間の融合を促進し機構ならではの研究が創出されるよう取り組むこととする。

令和 8 年度は、これまでに開始した委託研究を適切に実施し、段階的なインハウス研究への移行に向けて研究内容等の検討を加速させるとともに、立上げが進んでいる各研究開発ユニットの取組を推進していく。

(1) ロボット

廃炉に資する高度な遠隔技術や、災害現場や宇宙など過酷環境を含めた様々な環境下での使用、情報技術との融合を想定したロボット・ドローンに関する研究開発、さらに、飛行時間・ペイロードの大幅増加を実現する高性能ドローンの開発、人材育成に取り組み、世界の課題解決につなげていく。

令和 8 年度は、以下の取組を進める。

1) 廃炉などの過酷環境での動作に資する技術の研究開発とその応用の検討

- ・ 福島第一原発など原子力施設の廃炉や廃止措置に資するよう、作業効率と信頼性を高めた廃炉向けロボットの開発も視野に入れつつ、遠隔操作技術や耐放射線半導体デバイス開発について、研究を推進する。
- ・ 当該技術を災害対応や宇宙開発などの他分野に展開する可能性について検討する。
- ・ 将来の廃炉を担う人材を育成するための教育プログラムの開発を進め、試行する。

2) 現場ニーズを踏まえた災害対応ロボットの研究開発

つつ技術開発を推進する。

- ・ 営農意欲の減退や作業負担の増加につながる鳥獣・病害被害の低減に向けた防除技術の開発及び有効性・安全性等の実証を推進する。

2) 農山漁村エネルギー等ネットワークマネジメントシステムの構築

- ・ 農山漁村に賦存する再生可能エネルギーを活用した地産地消型のエネルギーシステムの構築に向けた技術開発及び実証研究を実施する。
- ・ 農林水産資源の循環利用を可能とする技術体系等の経済性・生産性等の技術開発を推進する。
- ・ 地域の畜産と耕種農業間の資源循環を有効活用し、除染後農地の肥沃度の回復・向上に寄与するため、土壌環境と植物栄養の相互影響を多面的に探究する土壌・植物マルチダイナミクス研究や、土壌の“恒常性”に関する研究開発を行う土壌ホメオスタシス研究など、土壌に関する研究開発を推進する。

3) 新たな農林水産資源の生産・活用

- ・ 地域のエネルギー源や新機能素材などを活用した産業化に向けた取組として、未利用の放射性セシウム汚染木材から効率的にセルロース等有用資源のみを抽出する画期的な化学プロセスの開発及びその付加価値向上に向けた研究に着手する。

(3) エネルギー

福島浜通り地域等を世界におけるカーボンニュートラルの先駆けの地とするため、再生可能エネルギーや水素を地産地消で面的に最大限活用するネットワークの形成等に取り組み、水素製造及び利用に関する技術、ネガティブエミッションのコアとなる技術の研究開発等を行う。

令和8年度は、以下の取組を進める。

1) ネガティブエミッションのコア技術の研究開発・実証（B E C C S、ブルーカーボン等）

- ・ ネガティブエミッション技術に関する国内外の動向等を調査する。
- ・ 実証候補とすべき早生かつ CO₂ 大量吸収特性を備え、強度増・利用しやすさ等の付加機能を付与した植物を生産するための基礎研究を推進する。また、海藻類の CO₂ 固定機能のメカニズム解明を進め、ゲノム編集/交配技術/育種技術等を適用して、CO₂ 固定速度の向上や大量養殖技術について基礎研究を推進する。

2) バイオ統合型グリーンケミカル技術の研究開発

- ・ CO₂ 吸収分を含めたプロセス全体の物質収支の評価等を推進する。
- ・ バイオマスをガス化させるプロセスと、生成したガスをもとにフィッシャー・トロプッシュ

(FT) 反応によって化学品を製造するプロセスの設計・開発を進める。得られた知見により、バイオ統合型グリーンケミカル技術プロセスの設計を実施し、FT 合成プラントのデモ機の製作に着手する。

3) 水素エネルギーネットワークの構築

- ・ 再生可能エネルギーを電力源として利用する水素エネルギーシステムを電力ネットワークに適合させるため、プロトタイプの要素技術開発、安全性評価等を推進する。
- ・ 電気系統と熱ラインの相互融合を目指し、電力を水素として高効率に貯蔵・利用する Power to Gas (P2G) を実現する電力・水素エネルギー連携システムの設計を行う。
- ・ 最先端材料開発技術を駆使したデータ駆動型材料開発手法の調査、開発環境の構築に必要な装置の導入・触媒開発等を進める。

4) 被災地企業等再生可能エネルギー技術シーズ開発・事業化支援

- ・ 福島浜通り地域等 15 市町村に所在する企業等が保有する再生可能エネルギーに関連した技術に対し、これまで国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）福島再生可能エネルギー研究所（FRE A）の研究設備や知見等を活用して性能評価等の技術支援を進めてきたことを踏まえ、フォローアップのための成果報告会を開催する。

(4) -① 放射線科学・創薬医療

放射線及び放射性同位元素（ラジオアイソトープ、R I）利用に関する基礎基盤研究を軸として、医療分野はもとより、工業・農業を含む多様な分野への成果の応用を見据えて研究開発を進める。特に、創薬医療分野では、がん治療への応用をはじめとする放射線の先端的医学利用や先端的な創薬技術開発等に取り組む。

令和 8 年度は、以下の取組を進める。

1) 創薬医療分野の研究開発の一体的推進

- ・ 標的アイソトープ治療（放射性薬剤を疾患部位に特異的に集積させる治療法）に係る研究開発として、アルファ線放出核種等を用いた新規放射性薬剤の開発に向けた基礎的研究や非臨床試験、臨床試験等を推進する。
- ・ 加速器を利用した R I の製造技術、標的照射後処理と薬剤合成技術、ドラッグデリバリー（薬剤送達）技術等を例とした創薬医療分野の研究開発を推進する。

2) 放射線イメージング技術の研究開発の推進

- ・ 量子デバイス等の先端技術を取り入れた放射線検出技術や高次元のイメージング能力を備える新規放射線計測技術等、計測・イメージング技術を高度化し、機構の他の研究分野や産業界への当該技術の応用拡大を視野に入れた放射線基盤技術開発を推進する。
- ・ 植物体内の元素動態を追跡し農業に活用するため、R I イメージングを中心に他のイメージング技術を一元化・統合する植物イメージング研究を推進する。

3) 放射化学等放射線基礎科学の推進

- ・ 生物研究の高度化、農業技術の高度化、新たな分離や分析の技術などの高度化等の研究開発について、前年度に実施したフーズビリティスタディの結果を踏まえ、新たな放射線利用に係るテーマの検討等を進める。

4) 放射線に関する研究に従事する人材育成

- ・ 放射線に関する研究を実施するに当たって、加速器運転・保守、R I 製造・分離・精製、放射線管理など、放射線の安全利用を考慮した上で必要な人材（加速器技術高度化人材等）の育成を推進する。

5) 中核的な放射線発生装置等の開発・整備

- ・ 放射線発生装置（加速器）等の施設・設備等の整備に当たっては、令和5年度にとりまとめられた施設基本計画やそれに基づく整備スケジュール等を踏まえつつ、既存設備を持つ大学や研究機関等のリソースやポテンシャルも活かしながら効果的・効率的に進めていくという方針の下、建屋設計と連携しながら加速器等の具体的な仕様検討を進める。

(4) -② 放射線の産業利用

令和8年度における本研究開発では、非破壊計測技術など、X線をはじめとする放射線を利用した技術の産業応用について検討を行う。

(5) 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信

原子力災害に見舞われた福島を中心とした放射性物質の環境動態を、国や福島県、関係機関と連携しつつ様々な環境媒体を通じて解明し、環境回復に貢献する。また、得られた科学的知見及び関係機関が蓄積した原子力災害に関するデータや知見を収集・分析し、人材の育成に取り組むとともに、世代や地域を超えて、継続的・効果的に情報発信する。

さらに、これらで得られる知見の集約・蓄積を検討するとともに、国際機関との連携により高度な研究能力を有する研究人材・実践人材の育成を進める。

令和8年度は、以下の取組を進める。

1) 放射能汚染の環境動態計測研究

- ・ 放射性セシウムの移行メカニズムの解明と環境回復手法の開発に向け、前年度に着手したフィールド調査・室内試験・モデル開発を本格化させる。
- ・ 室内試験では、フィールド調査を補完する試験方法に焦点をあててデータ収集を図る。
- ・ 人間活動の影響や放射性物質の移行抑制対策の効果を踏まえた被ばく線量に係るリスクの総合的評価手法の具体化を進める。
- ・ 住民の関心に応える研究に一層注力するとともに、得られた科学的知見の国際社会への発信を強化する。

2) 情報公開、地域の人々の共生、原子力災害の影響、まちづくり研究

- ・ 放射線影響、避難生活による健康影響に関する情報等を集積・蓄積し国内外に発信するとともに、これらを支える研究人材等の育成を推進する。
- ・ 複合災害を含む大規模災害の克服に向けたレジリエントな社会の実現のため、社会的・心理的レジリエンスの研究に着手する。
- ・ 活力ある地域づくりに貢献するため、地域の生活環境、帰還者・移住者、研究人材等が共存・共生する新たなコミュニティ形成、産業創出といった観点での施策の提案等を実施する。

(ii) 研究開発環境の整備

施設基本計画等を踏まえ、国が行う基本・実施設計に資するよう、研究・実験施設のフロアレイアウト等の検討に参画する。その際には、研究開発の効率的な推進や、分野融合を促進する観点なども考慮する。

研究設備・機器については、将来的なコアファシリティの構築も見据えて、使用頻度や設置環境、汎用性などの様々な要素を勘案して、分野横断的に必要な設備・機器、特定の分野に必要な設備・機器、研究室単位で必要な設備・機器のように複数の階層に分類して整理を進める。

令和7年4月には、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）廃炉環境国際共同研究センター（CLADS）の一部及び国立研究開発法人国立環境研究所（NIES）福島地域協働研究拠点の一部並びに福島ロボットテストフィールド（RTF）が機構に統合されたことを踏まえ、必要に応じて新たな研究設備・機器を導入するなど、研究開発環境の整備を進める。

令和8年度においては、新たに5程度の研究開発ユニットの立上げを目指すこととし、並行して研究内容等に応じた適切なレンタルラボ等の準備を進めるとともに、リサーチ・アドミニストレーター等の専門人材を確保することにより研究支援体制の充実を図る。

(iii) 研究開発に係る情報収集等

福島復興・再生に貢献する研究開発のニーズなど、研究開発に係る内外の情報や資料を収

集・分析し、令和9年度以降の研究テーマの設定・継続の適否を検討する際に有効に活用するとともに、外部機関からの求めに応じて適切に情報提供を行う。

具体的には、新産業創出等研究開発協議会に設置した研究開発等ワーキンググループやエフレイ・フォーラムなどを通じて、これまでに大学や研究機関、企業等が実施してきた取組を整理し、今後の連携の可能性についての検討を引き続き進める。これに加え、特定の分野・領域ごとに、機構の研究開発に親和性のある研究開発を実施している研究者を集め、より実務レベルでの意見交換を行う。

2. 産業化に関する目標を達成するためとるべき措置

機構における研究開発を、福島をはじめ東北の復興に結び付けるためには、広く企業や関係機関を巻き込みながら、実用化や新産業創出に着実につなげていく必要がある。

そのため、以下のように取り組む。

(1) 産学連携体制の構築

機構において世界水準の研究開発の実施及びその社会実装を実現していくためには、機構と産業界との間で、人材・研究開発・資金の好循環を支える仕組みを構築することが重要である。

令和8年度においては、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構などが企業誘致やビジネスマッチング、起業・創業支援などの取組の中で培ってきた企業とのつながりを活かし、企業と交流し、福島県内外の企業や事業環境などについての知見を深めていく。また、研究開発成果の技術移転や地元企業等との共同研究を見据えた連携体制等を検討していく。

併せて、これらの検討に当たって、先端技術の事業化経験等を有する専門人材の確保に努める。

また、福島県内のものづくり産業の技術基盤を支えてきている福島県ハイテクプラザと連携して、地元企業の研究開発能力や産業競争力の強化に必要な取組の検討を進める。

(2) 広報・情報の発信等

地域住民をはじめとした国民の広範な支持・理解が得られるよう、機構の活動や研究成果について、プレス発表、シンポジウム、セミナー、ウェブサイト、SNS 等により、分かりやすく情報発信を行う。具体的には、エフレイ・フォーラムなど研究者と地元企業、産業界との交流イベントを実施する。

また、企業等が多く集まるイベントでのブース出展等を通して機構の情報発信を行う。

これらの情報発信を通じて機構の存在感を提示し、大学や他の研究機関、企業等との連携や研究人材の確保を図る。

(3) 戦略的な知的財産マネジメント

機構の研究シーズ・技術シーズを新製品や新市場の創出につなげていくため、機構として戦

略的に知的財産の取得・保護を行うとともに、専門人材の確保や仕組みの構築等を着実に進める必要がある。令和 8 年度においては、機構の将来を見据えた知財管理体制を検討し、昨年度に引き続き専門人材の確保に努めるとともに、オープン・クローズ戦略、標準化戦略、共同研究における独占・非独占実施などの知的財産マネジメント方針について検討し、策定を目指す。

3. 人材育成・確保に関する目標を達成するためとるべき措置

(i) 人材育成

(1) 大学院生等を対象とした人材育成

- ・ 先端的な研究開発の実施に不可欠な研究人材の育成を図る観点から、新たな連携協定の締結を進めつつ、連携大学院講座において、大学院生の研究指導を実施する。また、機構の研究者による大学院生等の受入などについて、今後、学生が機構における先端科学の研究開発機能を活用しながら研究に取り組むことができるよう、検討を進める。加えて、地元の大学等と連携し、地域で学部生も含めた人材育成を推進する。

(2) 地域の未来を担う若者世代を対象とした人材育成

- ・ 研究に必要な技術者等の長期的な育成等を効果的に推進する観点から、地元的高等専門学校との連携を深める。また、初等教育、中等教育、そして高等教育につながる連続的な人材育成を行う観点から、機構や連携する大学・研究機関等の研究者による地元の高等学校等への出前授業を関係機関と協力して進める。さらに、小中学生等については科学技術に触れる多様な機会を設ける取組を推進する。
- ・ 福島県内外の大学、高等専門学校の学生を対象に、最先端の科学技術の魅力と可能性等に関し、理事長等の機構のトップ陣によるセミナー（F-REI トップセミナー等）を昨年度に引き続き開催する。

(3) 企業の専門人材等を対象とした人材育成

- ・ 機構の研究成果を広く波及させるには、企業等においても、機構の研究開発成果を産業化に結び付けることができる十分な技術水準を有することが必要である。そのため、機構は、その幅広い研究開発分野に対応した、企業人材・社会人向けの専門教育やリカレント教育の準備を進め、研究開発の様々なシーズを、ビジネスとして事業利用できる人材の育成を目指す。令和 8 年度においては、研究成果の製品化やサービス化に取り組むことができる専門人材の育成方法について、大学 T L O（Technology Licensing Organization、技術移転機関）などから情報収集する。

(ii) 人材確保

委託事業として実施している研究開発の進捗や今後の発展性などを踏まえ、インハウス研究へと移行させていくものについては、委託先と協議を重ねながら、クロスアポイントメントなどの形で委託先

の研究者が機構の研究者として参画するよう調整を進める。

また、このほかに公募やスカウトなどの方法も活用して、国内外の優秀な研究人材の確保に取り組む。公募を行うに当たっては、機構のホームページでの公表に加えて、国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する JREC-IN Portal などの既存のプラットフォームも効果的に活用して、関係機関や関係者に幅広く周知する。

研究開発ユニットの創成に向けて、まずはユニットリーダーを選定し、研究内容等の検討に併せて他の研究者等の確保を進め、研究実施体制の充実を図る。

III. 研究開発等業務の運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 大学や他の研究機関等との連携

国や地方公共団体等の施策と緊密に連携を図りながら、研究開発、産業化、人材育成・確保等の機構のミッションを円滑に進めるとともに、立地近接地域だけでなく機構設置の効果を広域的に波及させるため、福島や全国の大学、教育機関、研究機関、企業、市町村等との効果的な広域連携を進める。具体的には、産業化に資する機構の研究成果の発信や機構の研究開発等に対する地域の理解醸成を進めるための各種取組を引き続き実施する。

こうした取組から、令和8年度は、MOU（基本合意）や包括連携協定等について、東北をはじめ広く国内や海外の機関も含めて締結することを目指し、積極的な活動を実施していく。MOUや包括連携協定の内容としては、共同研究等の研究協力、研究者等の交流及び人材の育成、情報交換、施設・設備・実証フィールドの相互利用などに関する連携協力を想定している。

2. 効果的・効率的なマネジメント体制の確立

理事長を中心としたトップマネジメントに加え、外部の専門家・有識者からも助言を得ることにより、PDCAサイクルに基づく効果的・効率的な業務管理を行う。

具体的な体制として、機構の社会的認知度の向上や機構の活動の各方面への展開等につなげるため、アドバイザリーボードを開催し、運営全般にわたる俯瞰的な視点からの意見を得るほか、機構の国際的なネットワークの形成や国際的プレゼンスの向上の方策について助言を得るため、国際アドバイザーとの意見交換を行う。

また、組織の肥大化に留意しつつ、戦略的かつ柔軟に研究開発等並びに福島の課題把握及び地域との協働等を進める。

さらに、我が国が今後優位性を発揮し、世界への貢献が期待される分野への研究資源の配分、経済安全保障の概念も踏まえたセキュリティの実施等について戦略的かつ機動的に判断する。特に、セキュリティの実施については、講習会の実施や業務マニュアルの内容の改善を図っていく。

3. 経費等の合理化・効率化

経費の合理化・効率化については、機構の財源の多くが国からの補助金であることに鑑み、国民に対する説明責任を果たすため、実績を点検し、合理的かつ効率的に予算を執行する。

機構が締結する契約については、研究成果の最大化を目指すために、一般競争を原則としつつも、真にやむをえない場合においては、機構の事業・事務の特性も踏まえ、その他合理的な調達を検討する。その際、随意契約を行う場合にあっても、公表の徹底等により透明性、公正性を図る。

また、人件費については、政府の方針を踏まえ、法に基づく国際的に卓越した人材確保の必要性といった機構の特徴に応じて必要な措置を講じる。給与水準については、国民に対する説明責任を果たす観点から、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程（俸給表を含む）及び総人件費を公表する。

以上を実現するため引き続き、適正な予算執行、適切な契約締結をはじめ必要な措置を実施していく。

IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

別紙のとおり

2. 収支計画

別紙のとおり

3. 資金計画

別紙のとおり

4. 財源の確保

競争的研究費については、国や地方公共団体等と緊密に連携を図り、機構内で公募情報を共有して積極的・戦略的な応募を促進する。また、企業等との受託研究・共同研究の実施や寄附金の獲得を念頭に、機構の活動紹介や関係機関等との情報交換、意見交換等を進める。

V. 短期借入金の限度額

短期借入限度額は 30 億円とする。

短期借入が想定される事態としては、補助金の受入の遅延等がある。

VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし。

VII. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし。

VIII. 剰余金の使途

なし。

IX. その他主務省令で定める研究開発等業務の運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

(i) 本施設の整備

令和5年度に国によりとりまとめられた施設基本計画に基づき進められている施設の設計について、機構の研究開発等の機能が十分に発揮される魅力的な研究開発等環境が整備されるよう、主体性をもってその検討に参画する。

(ii) 福島ロボットテストフィールド（R T F）の管理運営

物流、インフラ点検、災害対応などに活躍が期待される陸・海・空のフィールドロボットの開発実証試験を始め、性能評価や操縦訓練等を行うことができる世界に類を見ない施設として、R T F が積極的に活用されるよう、外部委託により、適切な管理運営及び利用促進に向けた情報発信等を行う。

2. 人事に関する計画

機構は、人事に関する事項として、以下の取組を行う。

- ・ 給与について、成果や能力に応じて柔軟に設定する。
- ・ 職員（研究職、事務職等）については、当初は有期雇用を活用することを基本とするが、優秀な人材については、早い段階から無期雇用に移行する。
- ・ 新設組織であるメリットや業績評価の仕組み等を活用して、先例にとらわれず、若手や女性の積極的な登用を図る。

3. 中期目標の期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

4. 積立金の使途

なし。

5. 情報システムの整備及び管理に関する計画

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理に向けた講習会の実施や業務マニュアルの内容の改善を図っていく。

6. 認知度の向上や多様なパートナーシップの構築に関する計画

本中期目標期間においては、「基盤作りと存在感の提示」に重点を置くこととされているため、機構の認知度の向上や多様なパートナーシップの構築に向けて、以下のとおり取り組む。

- ・ シンポジウムやセミナー等の開催を通じて、機構の研究開発の狙いや意義、効果等をわかりやすく発信し、機構の取組に対する認知度の向上、理解の醸成を図るとともに、機構の研究開発の進捗や成果に関する情報を発信し、国内外の大学、研究機関、企業等との共同研究の実施ができるような環境を整備していく。また、機構の研究開発の成果に関して、令和8年度においては、1回以上の成果報告会を実施する。
- ・ 機構の取組に対する地域住民をはじめとした国民の理解を醸成し、海外にも目を向けた幅広い広報活動を行う観点から、ウェブサイトの掲載内容の更なる充実と英語ページの拡充を行うとともに、メールマガジン、SNSを積極的に活用して活動の状況やイベント開催等の情報発信を行う。
- ・ 機構の研究内容を具体的に知ってもらうために、わかりやすい動画を作成するなど、広報コンテンツの充実を図る。
- ・ 機構が福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、福島の復興・再生に貢献し、地元に着目して親しまれる存在になるため、可能な限り県内で研究開発や産業化・社会実装、人材育成等に取り組み、福島県内の多様な主体とのパートナーシップの構築を進める。また、機構の活動や研究開発の成果がどのような形で地域に還元されるのか、わかりやすく伝える必要があることから、福島県民をはじめ一般向けのシンポジウムの開催はもとより、国、福島県・市町村等が主催する講演会、展示会、セミナー、その他地域のイベント等への参加等に積極的に取り組む。また、国際学会や国際シンポジウム等にも積極的に参加することにより、戦略的にアウトリーチ活動を実施する。

7. 規制緩和に向けた取組に関する計画

福島において他の地域ではできない実証等を可能とするため、研究開発の中で障害となる規制に対し、研究者や企業等からの要望を集約し国等に提案できるよう、研究開発の進捗を踏まえながら、実地に即した規制緩和に向けた検討を進める。

令和8年度 予算

(単位：千円)

区 分 \ セグメント	ロボット	農林水産業	エネルギー	放射線科学・創薬 医療、放射線の産 業利用	原子力災害に関す るデータや知見の 集積・発信	法人共通	合計
【収入】							
新産業創出等研究開発推進事業費補助金	2,797,059	2,040,000	2,486,698	1,989,091	1,218,860	2,575,202	13,106,910
地域経済政策推進事業費補助金	—	—	—	—	—	687,729	687,729
受託収入	—	10,397	—	23,296	—	5,094	38,787
計	2,797,059	2,050,397	2,486,698	2,012,387	1,218,860	3,268,025	13,833,426
【支出】							
一般管理費	—	—	—	—	—	3,268,025	3,268,025
うち人件費	—	—	—	—	—	1,178,847	1,178,847
物件費	—	—	—	—	—	2,089,178	2,089,178
業務経費	2,797,059	2,050,397	2,486,698	2,012,387	1,218,860	—	10,565,401
うち人件費	871,069	551,848	191,980	43,474	144,231	—	1,802,601
物件費	1,925,991	1,498,549	2,294,718	1,968,914	1,074,629	—	8,762,800
計	2,797,059	2,050,397	2,486,698	2,012,387	1,218,860	3,268,025	13,833,426

※ 上記予算額には、助成等業務に係る予算を含む。

令和8年度 収支計画

(単位：千円)

区分 \ セグメント	ロボット	農林水産業	エネルギー	放射線科学・創薬 医療、放射線の産 業利用	原子力災害に関す るデータや知見の 集積・発信	法人共通	合 計
【費用の部】							
一般管理費	—	—	—	—	—	3,063,025	3,063,025
業務経費	2,476,359	1,511,947	1,725,133	1,697,392	1,184,010	—	8,594,841
減価償却費	186,463	272,877	650,742	237,386	33,739	139,803	1,521,010
計	2,662,822	1,784,824	2,375,875	1,934,778	1,217,749	3,202,828	13,178,876
【収益の部】							
補助金等収益	2,476,359	1,501,550	1,725,133	1,674,096	1,184,010	3,057,931	11,619,079
受託収入	—	10,397	—	23,296	—	5,094	38,787
資産見返補助金等戻入	186,463	272,877	650,742	237,386	33,739	139,803	1,521,010
計	2,662,822	1,784,824	2,375,875	1,934,778	1,217,749	3,202,828	13,178,876

※ 上記収支計画には、助成等業務に係る収支を含む。

令和8年度 資金計画

(単位：千円)

区 分 \ セグメント	ロボット	農林水産業	エネルギー	放射線科学・創薬 医療、放射線の産 業利用	原子力災害に関す るデータや知見の 集積・発信	法人共通	合 計
【資金支出】							
業務活動による支出							
原材料、商品又はサービスの購入による支出	1,605,291	960,099	1,533,153	1,653,919	1,039,779	1,884,106	8,676,346
人件費支出	871,069	551,848	191,980	43,474	144,231	1,178,847	2,981,448
法人税等の支払額	—	—	—	—	—	72	72
投資活動による支出	320,700	538,450	761,565	314,995	34,850	205,000	2,175,560
計	2,797,059	2,050,397	2,486,698	2,012,387	1,218,860	3,268,025	13,833,426
【資金収入】							
業務活動による収入							
補助金等収入	2,797,059	2,040,000	2,486,698	1,989,091	1,218,860	3,262,931	13,794,639
受託収入	0	10,397	0	23,296	0	5,094	38,787
計	2,797,059	2,050,397	2,486,698	2,012,387	1,218,860	3,268,025	13,833,426

※ 上記資金計画には、助成等業務に係る資金を含む。